

計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

1. 件名

高浜3号機 原子炉下部キャビティ水位計の点検について

2. 作業内容

(1) 対象設備

高浜3号機 原子炉下部キャビティ水位計

(2) 作業概要

定期点検（絶縁抵抗測定、外観点検、動作確認）

(3) 作業理由

点検計画に基づき、原子炉下部キャビティ水位計の定期点検を実施する。

(4) 作業分類

保安規定第89条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）で定める設備について保全計画に基づき定期的に行う点検・保守

(5) 作業予定日（運転上の制限外への移行期間）

2020年1月10日(金)9時00分～2020年1月10日(金)17時00分

3. 保安規定との関連性

①保安規定 第85条 表85-16-1（原子炉下部キャビティ水位）

適用されるモードおよび運転上の制限は、それぞれ「モード1、2、3、4、5および6」であり、今回はモード5において原子炉下部キャビティ水位計について作業を実施することに伴い、原子炉下部キャビティ水位の所要チャンネル数1を満足しない状態となるが、第89条の規定に基づき、運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。

②保安規定 第89条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

今回の作業は保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合に該当することから、第89条の規定に基づく必要な措置として、原子炉下部キャビティ水位を運転上の制限外に移行させる前に以下の措置を実施する。

なお、確認を終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行するものとする。
・以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。

<代替パラメータ①>

・格納容器再循環サンプル広域水位

<代替パラメータ②>

・燃料取替用水タンク水位

・復水タンク水位

・格納容器スプレイ流量積算

・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算

以上